

2018年度
(平成30年度)

**福島県立医科大学大学院
看護学研究科(修士課程)**

学生募集要項

平成29年5月

| | |
|--------|----------------|
| 秋期選抜試験 | 平成29年10月21日(土) |
| 冬期選抜試験 | 平成30年1月27日(土) |

福島県立医科大学 大学院看護学研究科

理 念

福島県立医科大学大学院看護学研究科は、看護の実践・研究・教育の場で活躍できる高度な専門知識、技術、実践能力を有する看護職者の育成を行い、看護学の創造と発展に貢献することを目的とする。

アドミッションポリシー

本大学院看護学研究科では、看護職として高い倫理観と豊かな人間性を備え、専門性の高い看護学の修得を志向し、熱意を持って主体的に学んでいこうとする人を求めています。

1. 看護学に関する専門的知識と技術を修得し、その発展に寄与する人
2. 専門看護師として高度な知識と卓越した実践能力を修得しようとする人
3. 保健・医療・福祉領域で多様な人と協働して地域貢献に尽力しようとする人

本研究科の特色

- ①研究コース：「がん看護学」「家族看護学」「老年看護学」「精神看護学」「母性看護学」「小児看護学」「地域看護学」の7つのコースからなります。共通必修科目、看護専門科目、共通選択専門科目の履修に加えて看護特別研究が課されます。
- ②CNSコース：「がん看護専門看護師」「精神看護専門看護師」「小児看護専門看護師」の3つの専門看護師コースとなります。共通必修科目、看護専門科目、共通選択専門科目の履修に加えて看護課題研究が課されます。

「がん看護専門看護師」
「精神看護専門看護師」
「小児看護専門看護師」 } のコース：日本看護系大学協議会の38単位専門看護師教育課程の認定を受けています。

長期履修制度について

本研究科では、修業年限を超えて一定の期間で計画的に教育課程を履修できる「長期履修制度」を設けております。この制度は、2年間の課程を3年間で履修することができる制度です。

ただし、CNSコース履修者は、本制度の適用にはなりません。

本制度の適用を希望する方は、1年次生から適用を受けたい場合は入学時、2年次生から適用を受けたい場合は1年次生在学の2月までに手続をとっていただくことになります。

適用後の授業料を、1年次生から適用の場合は2年分の授業料を3年間で、2年次生から適用の場合は1年分の授業料を2年間で納めていただくことになります。

この制度を利用することで「働きながら」「育児、介護をしながら」学ぶことができます。

適用を受けるための書類等については合格通知と併せて送付します。

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| I 募集人員・出願資格 | 1 |
| II 出 願 手 続 | 3 |
| III 選抜方法・試験科目・試験期日・試験会場等 | 6 |
| IV 合 格 発 表 | 7 |
| V 入 学 手 続 | 7 |
| VI 試験会場案内 | 8 |
| VII 問い合わせ先 | 9 |
| (参考資料) 大学院看護学研究科の概要 | 10 |

● 出願書類用紙等

- A 入 学 願 書
- B 写 真 票
- C 受 験 票
- D 志望理由書

- 受験票送付用封筒
- 出願用封筒
- 出願資格認定申請書
- 在籍期間証明書
- 推薦書

I 募集人員・出願資格

1 募集人員

| 研究科名 | 課程名 | 専攻名 | 募集人員 |
|--------|------|-------|------|
| 看護学研究科 | 修士課程 | 看護学専攻 | 10 人 |

2 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び平成30年3月までに授与見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
- (8) 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

※(8)による認定基準及び認定申請手続は以下のとおりです。

○認定基準は次の1、2、3のいずれかに該当する者です。

- 1 看護師、保健師又は助産師の資格を有している者。
看護師の場合は次の①②③、保健師又は助産師の場合は①②の要件を満たしていること。
 - ① 専修学校・各種学校等を修了していること、又は短期大学を卒業していること。
 - ② 看護師、保健師又は助産師の資格で、通算5年以上の実務経験が見込まれること。
 - ③ 研修学校（厚生労働省、都道府県又は看護協会などの公的機関の6か月以上の看護教員養成課程）又は継続教育（看護管理者養成課程セカンドレベル以上、認定看護師養成課程など）を修了していること、又は修了が見込まれること。
- 2 看護師と保健師の教育を併せた統合カリキュラムの養成所を卒業した者で、入学時に看護師、保健師、助産師として実務経験が3年以上ある者。

3 職場が、将来のリーダーとして育成する目的で推薦する看護師で、次の①②の要件を満たしている者。
ただし、出願資格認定申請前の面接により、志願する専門領域の担当教員が、認定申請を承認した場合に限る。

- ① 専修学校、各種学校等を修了していること、又は短期大学を卒業していること。
- ② 看護師の資格で、通算5年以上の実務経験が見込まれること。

○認定の申請手続き

ア 提出書類

- 出願資格認定申請書 本学所定の用紙に必要な事項を記載すること。
- 免許証の写し 認定基準にかかる国家資格の免許証の写しをA4サイズに縮小したもの。
なお、出願資格認定申請書と免許証の氏名が不一致の場合は、改姓を証明するものを添付すること。
- 在籍期間証明書 本学所定の用紙によること。1施設（機関）で認定基準の年数に満たない場合には、複数の施設（機関）から証明を受けること。
- 卒業証明書 看護系専修学校等の卒業証明書
- 推薦書（認定基準3の場合に限る。） 本学所定の用紙を使用すること。
- その他の証明書 看護教員養成課程研修、継続教育等、各機関が発行するその資格等を証明する証明書又はその写し
- 認定結果通知郵送料 392円分の郵便切手

イ 出願資格認定申請期間

- 秋期選抜試験を受験する場合 平成29年9月8日（金）～15日（金）午後5時まで（必着）
- 冬期選抜試験を受験する場合 平成29年12月1日（金）～8日（金）午後5時まで（必着）
※ 直接窓口を持参する場合は、上記期間中の午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日、祝日は受け付けをしません。

ウ その他

- 簡易書留郵便とし、提出先は次頁の3 出願先と同じです。
- 認定結果については出願前日までに郵送にて通知します。その日を過ぎても届かない場合は提出先まで電話で照会してください。

○出願資格の有効期間

- 認定基準の1又は2に該当し、出願資格を有すると認められた場合、その資格は3年間有効となります。有効期間内に再出願する場合、出願資格認定申請手続きは不要です。
- 出願資格認定後に認定基準の変更があった場合、有効期間が残っていても再度申請が必要となりますので、有効期間内に再出願の際は事務局までお問い合わせください。

Ⅱ 出 願 手 続

出願にあたっては、志願する専門領域の担当教員と事前に連絡をとり、面談等のうえ、次により出願手続をしてください。

専門領域教員

| 領 域 | 担 当 教 員 | 電 話 | e-mail |
|---------------|-----------|--------------|--------------------|
| がん看護学領域 | 教 授 山手 美和 | 024-547-1848 | yamatemw@fmu.ac.jp |
| 家族看護学領域 | 教 授 畠山とも子 | 024-547-1858 | gtomokol@fmu.ac.jp |
| 老年看護学領域 | 教 授 坂本 祐子 | 024-547-1846 | ysakamo@fmu.ac.jp |
| 精神看護学領域 | 准教授 大川 貴子 | 024-547-1863 | ohkawa@fmu.ac.jp |
| 母性看護学領域 | 教 授 太田 操 | 024-547-1853 | misao@fmu.ac.jp |
| 小児看護学領域 | 教 授 和田久美子 | 024-547-1845 | kwada@fmu.ac.jp |
| 地域看護学領域（地域看護） | 教 授 高瀬 佳苗 | 024-547-1832 | takase@fmu.ac.jp |
| 地域看護学領域（在宅看護） | 教 授 高橋 香子 | 024-547-1881 | kknoel@fmu.ac.jp |

1 出 願 期 間

- 秋期選抜試験（試験日 平成29年10月21日（土））
平成29年10月3日（火）から平成29年10月10日（火）午後5時まで（必着）
- 冬期選抜試験（試験日 平成30年1月27日（土））
平成30年1月9日（火）から平成30年1月16日（火）午後5時まで（必着）
（秋期選抜試験において定員を満たした場合は、冬期選抜試験は実施しないので、出願前に電話等で確認してください。）
（注）出願期間後に到着した願書は、受理しません。

2 出 願 方 法

入学志願者は、次により出願してください。

- (1) 出願者は、出願書類等を募集要項に綴り込まれている出願用封筒に入れて、郵送（書留速達郵便）又は持参により提出してください。
- (2) 直接窓口を持参する場合は、上記出願期間中の午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日、祝日は受け付けをしません。

3 出 願 先

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 福島県立医科大学
事務局教育研修支援課 看護学部教務係（大学院看護学研究科担当）
電話：024-547-1806（直通）

4 出願書類等

次の書類を本要項添付の出願用封筒に一括して入れて提出してください。なお、**㊸**と**㊹**は切り離さないでください。

| 出願に必要な書類 | 作成方法 |
|-----------|--|
| ㊸ 入学願書 | <ul style="list-style-type: none"> 本要項添付の用紙を用いること。 「入学願書記載上の注意事項」をよく読んで記載すること。 志望する領域については、「大学院看護学研究科の概要」を参考のうえ、選択すること。(1領域のみ) 「職歴」欄はその勤務内容も具体的かつ正確に記載すること。 |
| ㊹ 写真票 | <ul style="list-style-type: none"> 本要項添付の用紙を用いること。 必要事項を記入すること。 |
| ㊺ 受験票 | <ul style="list-style-type: none"> 縦4cm×横3cmの写真(無帽、上半身正面、無背景、出願前3ヶ月以内に単身で撮影したもの)の裏面に氏名・生年月日を記入し、全面にのりをつけて、写真貼付欄に貼り付けること。 |
| ㊻ 志望理由書 | <ul style="list-style-type: none"> 本要項添付の用紙に自筆で記入すること。(ワープロ可能、ただし氏名は自筆) |
| 卒業(見込)証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 最終学歴として記載した学校等の長が発行したものとする。 なお、本学を卒業した者及び卒業見込の者は提出の必要はない。 出願資格の(2)により出願する者は、学士の学位授与証明書又は学位授与申請受理証明書を提出すること。 出願資格認定時に提出済みの場合は、不要。 |
| 成績証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 最終学歴として記載した学校等^①の長及び看護師養成課程を修了した学校等^②の長が発行し、厳封した物とする(①と②が同一の場合は一通の提出で可。また、本学を卒業した者及び卒業見込みの者は提出の必要はない)。 出願資格の(2)によって出願する場合、単位取得証明書を提出すること。 |
| 入学検定料 | <ul style="list-style-type: none"> 30,000円 検定料を郵便払込の後、受領した「郵便振替払込受付証明書(お客さま用)」をA票の「入学願書」の所定欄に貼付してください。 なお、払込手数料は、出願者の負担となります。 |
| 外国人登録済証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人志願者は、外国人登録済証明書を添付すること。 |
| 受験票送付用封筒 | <ul style="list-style-type: none"> 本要項添付の封筒に受験票送付先住所を記入し、362円分の切手を貼ること。 |

(注) 1 出願に必要な書類のうち、外国語で書かれた証明書等には、その日本語訳を添付すること。

(注) 2 婚姻等により、卒業(見込)証明書等と姓が異なる場合は、戸籍抄本を同封すること。

5 出願上の留意事項

- 必要な書類がすべて揃っていない場合は受け付けできませんので、出願の際には十分確認してください。
- 入学を許可した後であっても、出願書類と相違する事実が発見された場合には、入学を取り消すことがあります。
- 出願書類受理後には出願事項の変更は認めません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった

場合には、前記出願先まで連絡してください。

- (4) 受理した出願書類等及び入学検定料は、理由のいかんを問わずお返ししません。
- (5) 受験票が試験日の前々日までに到着しない時は、前記出願先へ電話でお問い合わせください。
- (6) 身体に障害のある入学志願者で、受験及び修学上特別な配慮を要すると思われる者は、出願前に出願先まで連絡し、相談してください。
- (7) 書類審査又は、面接の結果、必要があると認めた者については、健康診断を求めることがあります。
- (8) その他ご不明の点は、9ページの問い合わせ先を参照のうえ連絡してください。

6 入学願書記載上の注意事項

(1) 一般的注意事項

- ア 黒インク又は黒ボールペンを使用して楷書で明瞭に記入してください。
- イ 数字は算用数字を用いて記入してください。
- ウ ※ 欄は記入しないでください。

(2) 年 齢

平成30年4月1日現在の年齢を記入してください。

(3) 性 別

男又は女を○で囲んでください。

(4) 志望する領域

10ページの「大学院看護学研究科の概要」を参考に、志望する領域を1つだけ選択し○で囲んでください。

(5) 出願時の希望コース

希望するコースを選択し、いずれか1つ○で囲んでください。

(6) 出 願 資 格

- ア 該当する出願資格について、記入してください。
- イ 昭和・平成、卒業・卒業見込、取得・取得見込は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(7) 本 籍

- ア 日本の場合は、都道府県名まで記入し、「都道府県」のどれかを○で囲んでください。
- イ 外国の場合は、国名を記入して、「国」を○で囲んでください。

(8) 通 知 先

通知先は、合格等の通知を受ける場合の本人の居所を記入してください（本学からの連絡はすべてこれによります）。現住所と同じ場合は同上と記入してください。

(9) 郵便振替払込受付証明書（入学検定料）貼付欄

入学検定料を最寄りの郵便局において払込を行い、郵便振替払込証明書を当該欄に貼付してください。

(10) 学歴及び職歴

空白の期間が生じないように記入してください。

Ⅲ 選抜方法・試験科目・試験期日・試験会場等

1 選 抜 方 法

入学者の選抜は、筆記試験（看護学共通、専門領域、英語）、口述試験、面接及び出願書類等によって総合判定します。

2 試 験 科 目 等

(1) 看護学共通

看護学共通に関する筆記試験

(2) 専門領域

志望する専門領域（下記の中から1科目を選択）に関する筆記試験

がん看護学、家族看護学、老年看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学、地域看護学

(3) 英語（看護関連の英文の読解：英和辞典1冊は持込み可能、電子辞書は持込み不可能）

(4) 口述試験及び面接

口述試験は、提出された「志望理由書」に記載された内容を主とします。

3 試 験 日 ・ 時 間 割

| 年 月 日 等 | 科目名 | 時 間 |
|---|-------|-----|
| 秋期選抜試験 平成29年10月21日(土) 冬期選抜試験 平成30年1月27日(土) } 9:30~ | 看護学共通 | 60分 |
| | 専門領域 | 60分 |
| | 英 語 | 60分 |
| | 口述試験 | - |

※ 秋期選抜試験で定員を満たした場合は、冬期選抜試験は実施しません。

(注) 面接は、口述試験の時間内に行います。

4 試 験 会 場 （9 ページの案内図参照）

福島県立医科大学 8号館

所在地：福島市光が丘1番地

電 話：024-547-1806（直通）

5 受 験 上 の 注 意

- (1) 試験当日は、受験票を必ず持参してください。なお、受験票を忘れた場合は、試験本部にその旨を申し出て、再発行を受けてください。
- (2) 受験者は、午前9時までには試験室に入室してください。
- (3) 筆記試験開始後、20分以内の遅刻に限り受験を認めます。なお、この場合、試験時間の延長は認めません。
- (4) 携帯電話は、試験会場に入る前に電源を切っておいてください。

- (5) 試験時の机上には、受験票、筆記用具、時計（計時機能だけのもの）及び英和辞典以外は置かない
てください。
- (6) 口述試験・面接は指定された場所に集合し、待機してください。
- (7) 「受験票」は入学手続きの際に必要なになるので、試験後も大切に保管してください。
- (8) 昼食は、各自持参してください。
- (9) 本大学は、敷地内全面禁煙です。

Ⅳ 合格発表

1 発表日時

秋期選抜試験 平成29年10月26日（木）午前10時
冬期選抜試験 平成30年2月1日（木）午前10時

2 発表方法

- (1) 本学8号館に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者にのみ合格通知書をお送りします。
- (2) 大学のホームページにも合格者の受験番号を参考情報として掲載します。
（ホームページアドレス <http://www.fmu.ac.jp>）
- (3) 電話等による照会には一切応じません。

Ⅴ 入学手続

下記に示す手続期間内に、入学手続を行ってください。

1 入学手続期間

秋期選抜試験 平成29年10月31日（火）～11月8日（水）
冬期選抜試験 平成30年2月6日（火）～2月14日（水）

※ 直接窓口を持参する場合は、上記期間中の午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日、祝日は受け付けをしません。

2 入学手続先

所在地：〒960-1295 福島市光が丘1番地
福島県立医科大学 事務局 教育研修支援課
看護学部教務係（大学院看護学研究科担当）
電話：024-547-1806（直通）

3 入学手続の方法

次の書類等を「書留速達郵便」により郵送又は、直接持参してください。なお、出願時点で、卒業見込み、授与見込み又は修了見込みとなっている者は、卒業後、授与後又は修了後に卒業証明書、学位授与証明書又は修了証明書を提出してください。

(1) 受 験 票

本人確認のため、入学試験の際に使用した受験票を提示してください。確認後にお返しします。

(2) 入 学 料

282,000円（改定されることがあります）

(3) 後 援 会 費

50,000円（うち入会金 10,000円）

※ その他の必要な書類等については、合格通知と併せてお知らせします。

4 入学手続上の注意

(1) 郵送による場合は、期間内必着とします。

(2) 受理した入学手続に要した書類等及び入学料は理由の如何を問わずお返ししません。

(3) 期限までに入学手続を完了しない者は、入学を辞退したものとして取り扱います。

(4) 入学手続を完了し、入学を許可された者であっても、大学等を卒業（修了）できない場合、又は学士の学位を授与されない場合は、入学許可を取り消します。

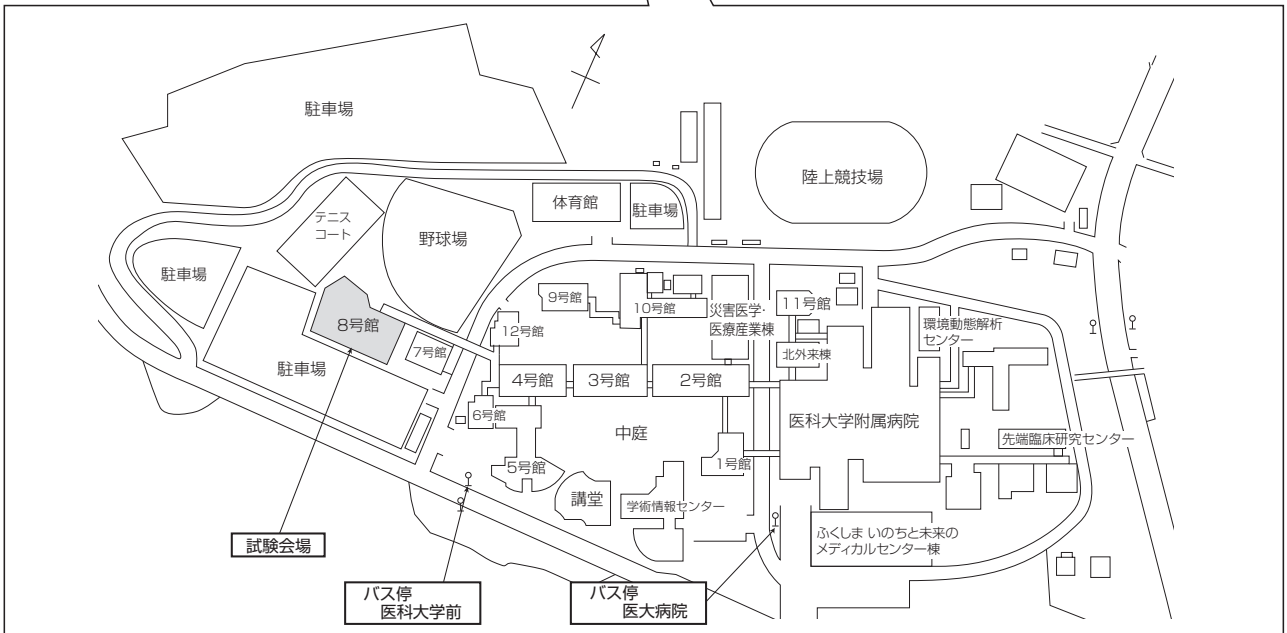
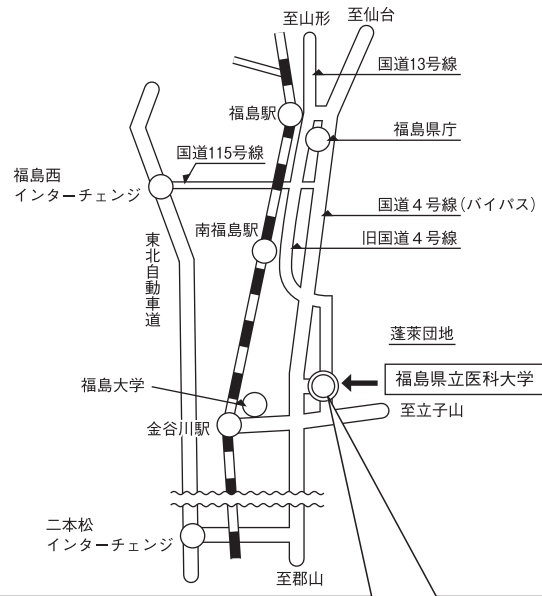
VI 試験会場案内

- JR 福島駅東口バスターミナル6番乗り場から福島交通バス、「バイパス経由医大」行き「医科大学前」停留所下車徒歩3分（駅からの所要時間約40分）
- JR 金谷川駅バス乗り場（金谷川駅前停留所）から福島交通バス、「医科大学前」停留所下車徒歩3分（駅からの所要時間約10分）

◎参 考（福島駅東口発バス 5番または6番乗り場から）

| 行 先 | 所要時間 | 下車停留所 | 備 考 |
|-----------------|------|-------|----------------------------------|
| 「バイパス経由医大」行き | 約30分 | 医科大学前 | |
| 「伏拝経由医大」行き | 約30分 | 〃 | |
| 「桜台経由医大」行き | 約40分 | 〃 | |
| 「医大経由二本松」行き | 約30分 | 〃 | |
| 「医大・美郷経由松川」行き | 約30分 | 医大病院 | 「医科大学前」では停車しませんので、「医大病院」でお降りください |
| 「医大・立子山経由飯野町」行き | 約30分 | 〃 | |

※ バスの発着時刻については福島交通 Web サイト (<http://www.fukushima-koutu.co.jp/bus/>) でご確認下さい。



Ⅶ 問い合わせ先

1 専門領域教員等

P. 3に記載の専門領域教員を参照のうえ、お問い合わせ下さい。

出願にあたっては、志願する専門領域の担当教員と事前に連絡をとり、面談等のうえ、出願手続をしてください。

2 事務手続

事務局 教育研修支援課 看護学部教務係

(大学院看護学研究科担当)

電話：024-547-1806（直通） FAX：024-547-1989

大学院看護学研究科の概要

1 本研究科が目指すもの

福島県立医科大学大学院看護学研究科は、看護の質の向上を目的とし、高度な専門知識・技術に基づいた質の高い看護の実践、援助方法や臨床看護研究方法論の開発、さらに看護職が専門職としてのキャリアを伸ばしていくことができるような看護教育方法の開発を通して、看護学の構築に貢献することを目指します。

2 教育課程の構造

| 共通必修科目 | |
|--------|------|
| 看護理論 | 看護研究 |
| 看護倫理 | |

| 看護専門科目 | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|-------|---|--------|--|-------|--|-------|--|--|--|--|
| がん看護学領域 | | 家族看護学領域 | | 老年看護学領域 | | 精神看護学領域 | | 母性看護学領域 | | 小児看護学領域 | | 地域看護学領域 | |
| 研究コース | CNSコース | 研究コース | 研究コース | 研究コース | CNSコース | 研究コース | 研究コース | CNSコース | 研究コース | | | | |
| | | | | | | | | | 地域 | 在宅 | | | |
| がんと診断された時から終末期まで、さまざまな場所で療養しているがん体験者とその家族が抱える健康問題を解決するための効果的な看護援助方法論を開発する。 | | 家族を援助の対象とし、家族の健康を増進する高度な専門的看護介入方法を開発する。 | | 老年期にある人が、治療および療養の場でその人らしく生活することを支援する看護援助方法を開発する。 | | 精神の健康問題を持つ人が、自立したその人らしい生活を確立していくために必要な看護援助方法を開発する。 | | マタニティサイクルにある女性とその家族およびライフサイクル全般に関わる女性の健康を支援するための看護援助方法を開発する。 | | 育児期にある家族の健康生活を支援するための援助方法および健康問題を持つ子どもとその家族のQOLの向上に必要な看護援助方法を開発する。 | | 様々な健康水準の個人や集団を対象として、行政・企業・訪問看護等における健康課題に応じた看護ケアシステムおよび看護援助方法を開発する。 | |
| がん看護論 がん看護学特論Ⅰ がん看護学特論Ⅱ がん看護学演習Ⅰ がん看護学演習Ⅱ がん看護学実習Ⅰ がん看護学実習Ⅱ がん看護学実習Ⅲ がん看護学実習Ⅳ | | 家族看護論 家族看護学特論Ⅰ 家族看護学特論Ⅱ 家族看護学演習Ⅰ 家族看護学演習Ⅱ 家族看護学実習Ⅰ 家族看護学実習Ⅱ | | 老年看護論 老年看護学特論Ⅰ 老年看護学特論Ⅱ 老年看護学演習Ⅰ 老年看護学演習Ⅱ 老年看護学実習Ⅰ 老年看護学実習Ⅱ リハビリテーション看護論 | | 精神看護論 精神看護学特論Ⅰ 精神看護学特論Ⅱ 精神看護学演習Ⅰ 精神看護学演習Ⅱ 精神看護学演習Ⅲ 精神看護学実習Ⅰ 精神看護学実習Ⅱ 精神看護学実習Ⅲ 精神看護学実習Ⅳ 急性期精神看護論 リエゾン精神看護論 精神訪問看護論 地域精神保健論 | | 女性看護論 母性看護学特論Ⅰ 母性看護学特論Ⅱ 母性看護学演習 母性看護学実習Ⅰ 母性看護学実習Ⅱ | | 母子保健論 小児看護論 小児看護学特論Ⅰ 小児看護学特論Ⅱ 小児看護学演習Ⅰ 小児看護学演習Ⅱ 小児看護学演習Ⅲ 小児看護学実習Ⅰ 小児看護学実習Ⅱ 小児看護学実習Ⅲ 小児看護学実習Ⅳ 小児看護学実習Ⅴ | | 地域保健看護論 地域保健看護学特論Ⅰ 地域保健看護学特論Ⅱ 地域保健看護学演習 地域保健看護学実習Ⅰ 地域保健看護学実習Ⅱ 地域保健看護学実習Ⅲ 在宅看護論 在宅看護学特論Ⅰ 在宅看護学特論Ⅱ 在宅看護学演習 在宅看護学実習Ⅰ 在宅看護学実習Ⅱ | |

| 共通選択専門科目 | | | | | |
|-----------------|-------------|-------------------|----------|---------|-------|
| 健康情報学 | フィジカルアセスメント | 生活習慣病と看護 | 認知症看護論 | 看護ケア方法論 | 看護政策論 |
| 看護教育論 | 病態生理学 | 看護マネジメント論 | ストレスと心身症 | 緩和ケア論 | 家族面接論 |
| コンサルテーションの理論と実際 | 臨床薬理学 | がん医療におけるコミュニケーション | 看護と法 | 質的研究方法論 | 現代家族論 |
| | 症状マネジメント | | | | |

| 研究指導科目 | |
|--------|--------|
| 看護特別研究 | 看護課題研究 |

3 講義等の概要

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|---|-------------------|--|
| 共 通 必 修 科 目 | 看 護 理 論 | 看護現象を説明している理論の基本的な成り立ちや構造を理解し、それぞれの理論の特徴や限界を分析する。また、科学哲学について概観し、それらと看護学との関係についての理解を深める。さらに、看護理論の実践上での活用について現状を分析し考察する。 |
| | 看 護 研 究 | 看護学における研究目的、研究課題、研究の意義をふまえ、研究の過程について学ぶ。これらの要点と関連させながら質的研究と量的研究について概観し、看護現象と研究デザインとの関係について検討する。さらに、論理的・科学的思考を基盤に研究方法を習得する。 |
| | 看 護 倫 理 | 人権を見据えた看護倫理について理解し、医療現場における倫理的感受性を高めるために、まず学際的視点から生命倫理（バイオエシックス）について学習する。また、看護倫理に関する原則的な理論を学び、保健医療や看護の研究・実践における道徳的基盤や倫理的規範について深く探求する。さらに、これらの学習を通して、医療現場における看護倫理に関する現状の課題と看護の役割について考察する。 |
| 看 が ん 看 護 専 門 学 科 領 域 | が ん 看 護 論 | がん看護学領域における主要な概念・理論・モデルについて学習し、関連する研究を概観し、看護実践への活用を検討する。 |
| | が ん 看 護 学 特 論 I | がん体験者とその家族に関する理論・研究・実践を概観する。特に、ストレス・コーピング、ソーシャル・サポート、QOL について学習するとともに、看護実践への活用を探求する。 |
| | が ん 看 護 学 特 論 II | がんに関連する病態生理学及びがん医療トピックスについて学習する。また、がんの予防、検査、診断、病態、治療について専門的知識を習得し看護実践への活用を探求する。 |
| | が ん 看 護 学 演 習 I | がん看護学領域における看護援助について文献検討を行い、効果的な看護援助に関する研究課題、研究目的、研究の意義を検討する。さらに、関心のある研究課題を探求し、看護実践への活用を検討する。 |
| | が ん 看 護 学 演 習 II | がん看護専門看護師としての看護実践、特に、6つの役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）に関する文献を講読し、がん看護専門看護師に必要な看護実践能力の開発を探求する。また、主要な概念・理論・モデルを基にがん体験者とその家族に関する事例検討を行い、看護実践への活用を探求する。 |
| | が ん 看 護 学 実 習 I | がん看護専門看護師としての6つの役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）に関する実習を行い、看護実践活動における役割について理解を深める。また、がん看護学領域における理論、研究、実践の関連性を検討する。 |
| | が ん 看 護 学 実 習 II | がん看護専門看護師としての看護実践活動に関する課題を設定し、自己のプロジェクトを計画・立案する。そして、がん看護専門看護師のスーパービジョンを受けながら、プロジェクトの実践、展開、評価を行う。さらに、事例検討を行い、実習体験を通して、がん看護専門看護師としての6つの役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）に関する能力の修得を目指す。 |
| | が ん 看 護 学 実 習 III | がん患者の検査、診断、病態、治療について理解し、臨床判断を高める機会とすると共にチーム医療におけるがん看護専門看護師としての6つの役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）を発揮する能力を養う。 |
| | が ん 看 護 学 実 習 IV | がん体験者とその家族への看護実践に関連した理論と研究成果を看護実践において活用する。このがん看護実践活用を通し、理論・研究・実践の関連性を考察する。また、がん看護における自己課題を検討する。 |

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|---|--|--|
| 家 族 看 護 学 専 門 科 目 | 家 族 看 護 論 | 我が国における家族看護学の発展と、保険医療福祉制度における家族看護学の役割を理解し、家族理解のための理論やモデルの概観を知る。 |
| | 家族看護学特論Ⅰ | 現代家族の様相、我が国の家族が抱える問題から家族に対する洞察を深め、援助者としてのあり方を考察する。 |
| | 家族看護学特論Ⅱ | 災害における家族員とその家族への看護援助を探求する。 健康障害を抱える家族員とその家族への看護援助を探求する。(生命の危機状態、生活習慣病、終末期、介護を行っている家族、病児を持つ家族、精神疾患を持つ患者の家族) |
| | 家族看護学演習Ⅰ | 家族看護学の背景理論として、家族システム理論・家族発達理論・家族ストレス対処理論を理解する。また、それらの理論を用いて「気になる家族」の事例のアセスメントを行う。 家族への看護介入に必要な理論と技法としてシステムズアプローチ・ナラティブアプローチを理解する。 |
| | 家族看護学演習Ⅱ | 家族への看護介入に必要な理論や技法(システムズアプローチ・ナラティブアプローチ)の基礎を学ぶ。(DVD学習、シナリオロールプレイ、ロールプレイ) |
| | 家族看護学実習Ⅰ | 健康障害を抱える家族員と家族を対象に家族看護学に関連した理論と研究の成果を看護実践に活用する。在宅実習において家族システムへの援助を行う。 |
| | 家族看護学実習Ⅱ | 健康障害を抱えている家族員と家族を対象に家族看護学に関連した理論と研究の成果を看護実践に活用する。病院実習において援助システムのアセスメントを行う。 |
| | 老 年 看 護 論 | 高齢者とその家族を理解するための理論や概念、倫理的課題について学び、老年看護を探究する基盤となる知識を修得する。 |
| | 老年看護学特論Ⅰ | 加齢・老化に伴う身体的・心理的・社会的機能の変化とその変化が生活に与える影響について学修する。また、高齢者特有の健康障害について見識を深める。 |
| | 老年看護学特論Ⅱ | 高齢者に関連する保健医療福祉制度・政策の変遷と動向を学び、高齢者とその家族にとってのサポートシステムを理解する。また、サポートシステムに参画・連携する多職種役割の看護の専門性について探求する。 |
| | 老年看護学演習Ⅰ | 高齢者の健康生活を把握するための評価方法を学び、高齢者とその家族のもつケアニーズと介入方法を構築する能力を養う。 |
| | 老年看護学演習Ⅱ | クリティカルな状況や医療ニーズの高い高齢者の文献検討から、入院・治療により生じる看護問題、慢性疾患管理、退院支援の現状や課題について知識を深める。さらに、急性期医療機関におけるケアマネジメント、多職種連携と看護職の役割について考察する。 |
| | 老年看護学実習Ⅰ | 医療施設あるいは高齢者長期ケア施設における看護の実践から、自らの研究課題を明確にする。 |
| | 老年看護学実習Ⅱ | 医療施設あるいは高齢者長期ケア施設における看護実践のとその分析から、効果的な援助方法を開発できる能力を修得する。 |
| リハビリテーション看護論 | リハビリテーション看護を理解するための概念や理論を学び、リハビリテーションを必要とする人々の包括的アセスメント、病期や障害に応じた介入方法や評価方法を修得する。 | |

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|--|-----------|---|
| 精 神 看 護 専 門 学 科 領 域 | 精 神 看 護 論 | 人間の心の健康に関する概念や精神力動などの基礎理論を学習するとともに、精神看護学の対象となる領域と看護師の果たす役割、必要となる援助技術、倫理的課題について検討する。また、心の健康問題をもつ人への保健医療福祉サービスの枠組みを理解し、効果的な看護ケアを提供する方法について学習する。 |
| | 精神看護学特論Ⅰ | パーソナリティの発達理論、人間関係論、セルフケア理論など、精神の健康と生活行動およびその看護援助に用いられる理論と看護モデルについて学習するとともに、それらの実践への活用について検討する。 |
| | 精神看護学特論Ⅱ | 精神医学の基本概念を理解するとともに、精神保健医療の領域で用いられる精神療法（個人・家族・集団）や薬物療法などの理論とその実際について学習し、看護における治療的アプローチや症状マネジメントについて検討する。 |
| | 精神看護学演習Ⅰ | 精神の健康状態の評価（Mental Status Examination）や日常生活場面を通しての精神の健康状態や生活状態をアセスメントする方法を学習し、効果的な看護援助を展開できる実践能力を開発する。 |
| | 精神看護学演習Ⅱ | 精神医学的診断の基準と方法、および、薬物療法、精神療法、認知行動療法等の治療法の実際について、ケースカンファレンスや事例検討、診療会議等を通して学習し、看護に必要な診断と治療の知識・技術を習得する。 |
| | 精神看護学演習Ⅲ | 精神の健康問題をもつ人への看護援助を展開する上で必要なカウンセリング、アサーション、看護面接、コンサルテーション等の技法についての演習を行うとともに、事例検討や事例分析を通して具体的な看護介入方法について習得し、実践能力を高める。 |
| | 精神看護学実習Ⅰ | 関心ある課題にそって実習を行い、看護援助の向上を図る方法を探求する。 |
| | 精神看護学実習Ⅱ | 精神看護専門看護師の果たす機能・役割について、実践モデルを通して理解する。 |
| | 精神看護学実習Ⅲ | スーパービジョンやコンサルテーションを受けながら、実践の場においてOrem-Underwoodのセルフケアモデル等の看護理論を用いて直接的なケアを行うとともに、Mental Status Examination、薬物療法、精神療法的アプローチの実際について具体的に学習する。 |
| | 精神看護学実習Ⅳ | 急性期精神看護、精神訪問看護、地域精神保健、リエゾン精神看護、認知症看護より専門領域を選び、その領域の看護実践に関する課題を設定し、立案した計画に沿って実習する。実習を通してケア方法の改善や開発を行うことのできる実践能力を習得する。また、チームアプローチ、コンサルテーション、ケアマネジメントの実際について具体的に学習し、専門看護師としての能力を高めていく。 |
| | 急性期精神看護論 | 急性期の精神症状をもつ患者ケアについての文献検討を行い、最近の動向を把握するとともに効果的な援助方法と看護師に求められる能力について検討する。それを基に、短期入院・短期治療を可能にする新しい援助の枠組みを開発する。 |
| | リエゾン精神看護論 | リエゾン精神看護の歴史やその機能・役割について理解する。精神看護に関する基本的な知識や、アセスメント技術・介入技術を応用して、精神的問題をかかえた患者・家族へのアプローチ、看護師が対応困難と感じるケースへのコンサルテーション、看護師のメンタルヘルスをサポートするための方法を探究する。 |
| | 精神訪問看護論 | 精神疾患患者に対する訪問看護活動について学習する。ストレングスモデルに基づくアセスメント、家族力量のアセスメント、支援体制、チームアプローチやケアマネジメントについて検討し、地域で生活する精神疾患患者に対して効果的な看護ケアを提供するための援助方法を探究する。 |
| | 地域精神保健論 | 地域精神保健活動の理論と実際を学習する。地域におけるメンタルヘルスの問題についてアセスメントし、介入する方法を探究する。また、メンタルヘルスの維持向上を図るための方略についても検討する。さらに、地域精神保健活動を行なうにあたっての様々な関連機関との連携のあり方についても検討する。 |

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|-----------|---|--|
| 看護学領域 | 女性看護論 | 女性の健康を多方面から捉え、ライフサイクル全般を通して女性の健康を支援するための考え方と看護実践方法について学習する。さらに、女性のライフサイクルと健康を対象とする理論や研究について検討し、ウイメンズヘルスに関する看護としての重要な視点を概観する。 |
| | 母性看護学特論Ⅰ | 妊娠・分娩・産褥・新生児期のマタニティサイクル各期の診断とケアについて学習する。また、妊産褥婦及び新生児ケアの基本となる倫理的課題や近年の家族のあり方の変容等の社会・文化的側面についても検討する。 |
| | 母性看護学特論Ⅱ | 助産師関連の団体・学会が示す声明や責任範囲、助産師独自の業務・業務権等の法的根拠を理解したうえで、助産師の役割や助産管理について学習する。また、リプロダクティブ・ヘルスに関する助産師のあり方、助産師教育のあり方についても検討する。さらに助産師活動の動向を把握し、今後の課題を探求する。 |
| | 母性看護学演習 | 母性看護の対象の特徴を把握したうえで、ウェルネス理論やセルフケア理論を基盤とするアセスメントの視点と方法および看護介入を学習し、母性看護における援助のあり方について探求する。 |
| | 母性看護学実習Ⅰ | 母性看護領域における看護の実際を通して、関連する理論や研究を実践の場に応用し、自己の研究課題を明らかにする。 |
| | 母性看護学実習Ⅱ | 関心ある課題について実習を行い、臨床場面における看護現象の分析を通して、効果的な支援方法の開発ができるための実践能力を習得する。 |
| | 母子保健論 | 我が国の子どもと家族を取り巻く環境と母子保健対策の現状を理解し、子どもと家族の健康を維持する上での課題と看護実践への活用方法について検討する。 |
| | 小児看護論 | 子どもと家族および子どもと家族を取り巻く環境を理解するために、関連する諸理論を学び、看護実践への活用方法を考察する。 |
| | 小児看護学特論Ⅰ | 子どもおよび家族に対する看護においてさまざまな現象を理解するうえで必要な理論や概念、研究の動向を学び、看護実践へ活用する方法を検討する。 |
| | 小児看護学特論Ⅱ | 小児看護専門看護師としての役割や機能を理解し、それに必要となる知識、査定・判断能力、介入方法・技術を探究する。 |
| | 小児看護学演習Ⅰ | 子どもおよび家族に対する看護実践と研究の基盤となるアセスメント、コミュニケーションおよびデータ収集の方法を理解すると共に、事例を通して子どもへの介入方法を探究する。 |
| | 小児看護学演習Ⅱ | 子どもの成長・発達を踏まえたヘルスアセスメントの知識と技術を習得する。さらに子どもへの看護実践の質を高めるためのヘルスアセスメント能力の活用に関して考察する。 |
| 小児看護学演習Ⅲ | 小児看護専門看護師として、臨床の場で使用される薬剤や主な疾病の診断・治療に至るプロセス、症状マネジメントについて理解を深め、子どもの身体、心理・社会的側面の包括的査定に基づき、子どもが受ける治療を支える看護介入に結びつける能力を獲得する。 | |
| 小児看護学実習Ⅰ | 健康障害のある子どもと家族に対して、これまで学んだ理論・介入技術を踏まえながら実践し、小児と家族をより深く理解するとともに、実践能力を高める。 | |
| 小児看護学実習Ⅱ | 健康障害のある子どもと家族への看護実践を通し、臨床場面で観察した看護現象の分析を行い、理論と研究成果との関連を考察する。さらに、自らの研究課題を明確にしていく。 | |

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|---|------------|--|
| 小 児 看 護 学 領 域 | 小児看護学実習Ⅲ | 医療機関において子どもが受ける検査および診断プロセス、子どもの病態と必要と判断される治療を理解する。子どもの身体、心理、社会的側面の包括的アセスメントに基づき、子どもが受ける治療を支える看護介入を実践する。 |
| | 小児看護学実習Ⅳ | 子どもおよび家族への看護実践を通して、小児看護専門看護師としての役割(実践、コンサルテーション、調整、倫理調整、教育、研究)や機能の実際を学ぶ。本実習においては、複雑で対応が困難な課題やニーズを有する子どもおよび家族に対して卓越した看護実践能力を高める。 |
| | 小児看護学実習Ⅴ | 小児看護学実習Ⅳに引続き、子どもおよび家族への看護実践を通して、小児看護専門看護師としての役割や機能の実際を学ぶ。本実習においては、コンサルテーション、調整、倫理調整を行う力および技術の習得を目指す。また、臨床において小児看護に関連した課題および教育ニーズを把握・分析し、研究の成果を活用しながら教育的活動を企画・実践・評価する方法を習得する。 |
| 地 域 看 護 学 領 域 (地 域 看 護) | 地域保健看護論 | 地域看護活動の対象である個人・家族・地域の健康問題についてその把握方法、課題解決のための方法論などを理解するとともに、効果的で効率的な支援方法を探求する。 |
| | 地域保健看護学特論Ⅰ | 地域看護学領域の問題解決のための技術に関連した理論や方法論を理解し、それらを地域看護の実践の場で展開するための方法を探求する。 |
| | 地域保健看護学特論Ⅱ | 地域看護活動の対象の健康行動を理解するための理論や方法論を学び、看護の展開方法について探求する。 |
| | 地域保健看護学演習 | 地域看護学の研究課題に即して、その課題を明確にするための方法論を探求する。 |
| | 地域保健看護学実習Ⅰ | 研究課題に即して、公衆衛生看護、産業看護、学校看護などの特定分野を選択し、地域看護の実践の実際を学ぶ。 |
| | 地域保健看護学実習Ⅱ | 研究課題に即して公衆衛生看護、産業看護、学校看護などの特定分野を選択し、効果的な支援方法の開発を行うことのできる実践能力を修得する。 |
| | 地域保健看護学実習Ⅲ | 研究課題に即して公衆衛生看護、産業看護、学校看護などの特定分野を選択し、実習をとおして、教育、相談、連携調整、倫理的問題の調整、研究を行うことのできる高度な専門的実践能力を修得する。 |
| 地 域 看 護 学 領 域 (在 宅 看 護) | 在宅看護論 | 在宅看護に必要な基本的知識と技術を学ぶとともに、在宅療養支援に求められる地域ケアシステムを理解し、在宅で看護を必要とする対象(個人・家族)のケアマネジメントに関連する概念・理論を活用しながら、効果的な支援方法を探究する。 |
| | 在宅看護学特論Ⅰ | 在宅看護実践における高度な医療ニーズに対応した支援方法について体系的に探求する。 |
| | 在宅看護学特論Ⅱ | 在宅ケア事業所の運営と管理に関する分析を行い、把握された問題点や課題を明らかにし、質の高い看護を保証するための実践方法を探究する。 |
| | 在宅看護学演習 | 在宅看護利用者とその家族を対象として、理論やモデルに基づいてセルフケア能力アセスメント、家族アセスメント、生活環境アセスメントについて学ぶ。 |
| | 在宅看護学実習Ⅰ | 研究課題に即して、在宅看護における具体的実践の実際を学ぶ。 |
| | 在宅看護学実習Ⅱ | 在宅看護の対象者への高度な在宅看護実践能力を修得するとともに、在宅看護事業所の管理・運営、ケアの質改善について学習する。 |

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|--------------------------------------|-----------------|---|
| 共 通 選 択 専 門 科 目 | 健 康 情 報 学 | エビデンスに基づく保健医療が提供できる知識と技術が身につくこと、さらには、エビデンスをつくり公表できるようになることを重視する。エビデンスとは、日本語にすると「根拠」である。保健医療サービスは、その効果が科学的に明らかであるもの、つまりエビデンスが検証されたものを提供することが望まれる。ここでエビデンスとは、数値だけではなく、人々の声（文章）のデータも含む。具体的には、講義と演習を通して、疫学、統計、質的研究など研究手法の基本的知識を学んだ上で、サービスの向上につながる技術を習得する。 |
| | 看 護 教 育 論 | 看護教育制度について、変遷および諸外国から学び、これからの看護教育のあり方を論じる。また、看護教育に影響を与える教授・学習理論、看護教育方法論、看護教育評価論、看護教育カリキュラム構築と評価について理解を深める。 高等教育とは何かを踏まえ、看護実践能力の育成を第一義とした看護学教育について、教育制度の変遷をたどりながら理解する。さらに、看護職者が医療チームの中で看護の独自性を発揮しながら、生涯にわたって看護実践能力を形成発展させていくための方法論について継続教育の実際から理解し、人々のより健康な生活に答え得る看護学教育の方向性を探る。 |
| | コンサルテーションの理論と実際 | コンサルテーションの理論について学習するとともに、看護におけるコンサルテーションの実際についての文献検討を行う。その上で、事例を用いてコンサルテーションの過程の分析を行い、コンサルテーションを実施する上で必要な要件やコンサルタントの能力について討論する。 |
| | フィジカルアセスメント | 対象者の状態を全人的に捉え、ケアにつなげられるようになるために、フィジカルアセスメントを系統的に学ぶ。すなわち、患者から得た一つ一つの情報を結びつけ、状態を「判断」するために、適切な「問診」「聴診」「打診」「触診」等のスキルを学ぶ。また、それらを循環器・呼吸器・脳神経・消化器等の領域別に更に深めて学習し、かつデモンストレーションやスキルラボを活用した演習のステップを加えて、いかなる看護の場でも応用できるスキルを目指す。 |
| | 病 態 生 理 学 | 根拠に基づく看護を展開するためには、疾患の病態を客観的に把握しなければならない。このことは、疾患により調節機能が破綻している身体機能の状態と、その破綻の原因を解き明かすことで達成できる。本講では、静脈撮影装置による皮膚循環動態の変化、サーモグラフィを用いた体温の経時的変化測定、ATPの濃度測定を利用した清浄度の客観的判定など、病的状態となった身体が示す様々な異常兆候を、生理学的・形態学手法を用いて解明する手法と理論を学ぶ。 |
| | 臨 床 薬 理 学 | 薬物が生体に作用して引き起こす種々の反応（主作用、副作用）および作用機序を科学的に学び、薬について患者さんにわかりやすく説明できるように薬物動態学、薬物治療学、中毒学について基盤を確かなものにする。 |
| | 症 状 マ ネ ジ メ ン ト | がんの診断初期から治療期、長期生存期、再発転移期、終末期にがん患者と家族が体験する症状について理解し、症状発生のメカニズム、症状体験のアセスメント、症状緩和の方法を習得し、症状マネジメントを実践できる能力を養う。 |
| | 生 活 習 慣 病 と 看 護 | 糖尿病や高血圧などの生活習慣病の改善に向けて、看護の立場でどのような援助・支援介入ができるのかを考え、その実践方法を開発する。 |

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|--------------------------------------|---|---|
| 共 通 選 択 専 門 科 目 | 看 護 マ ネ ジ メ ン ト 論 | 医療・保健・福祉の変革が進む中、医療従事者の中でも最大のマンパワーを提供する看護は、常に組織的な対応を迫られている。そのため、看護管理を実践するためには、的確な現状把握と分析に基づき、最善のマネジメント手法を駆使し、他職種を巻き込んだ組織横断的な取り組みが期待されている。 質の高い看護サービスを提供するために、必要とされる看護のマネジメント戦略とそれらを動かすリーダーシップのあり方を共に模索する。 |
| | が ん 医 療 に お け る コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン | がん看護学領域における人との関係性を構築するための主要な概念を理解し、がん体験者とその家族との援助的コミュニケーション及びチーム医療・連携に必要なコミュニケーションを習得する。 |
| | 認 知 症 看 護 論 | 認知症を有する人と家族のケアの現状と課題について理解を深め、当事者とその家族に対して適切な看護実践ができる能力を培う。 |
| | ス ト レ ス と 心 身 症 | 家族ストレス、職業ストレス、対人ストレス等が人の心身に与える影響について、理解を深めるとともに、これらの疾患や行動異常の発症・進展にかかわる要因及び援助技法などについて学習する。 |
| | 看 護 と 法 | 看護をめぐる法的諸問題について学ぶ場とする。保健師助産師看護師法をはじめとする看護に関わる医療関係法の知識を会得し、それを土台として、医療過誤・看護過誤について、その実態、その対処さらにその防止策等に関して、法的観点から学ぶこととする。 |
| | 看 護 ケ ア 方 法 論 | がん看護における看護の役割を理解し、科学的根拠に基づいた看護援助について探求する。 |
| | 緩 和 ケ ア 論 | 緩和ケアの概念を理解し、診断初期から治療期、長期生存期、再発転移期、終末期を体験するがん体験者とその家族の QOL を高めていくための身体的、心理的、社会的、スピリチュアルな看護援助について探求する。 |
| | 質 的 研 究 方 法 論 | 質的研究方法について理解を深めるために、グラウンデッド・セオリー、現象学的アプローチ、エスノグラフィーなどの研究方法について哲学的背景を含めて探求し、文献クリティークを通して質的研究の評価について学ぶ。また、データ収集方法やデータ分析方法について、実践的に学習する。 |
| | 看 護 政 策 論 | 政策に関連する基本的な概念、知識を体系的に習得するとともに、保健医療福祉制度等の具体的事例をとおして政策課題や政策形成のプロセスを理解し、看護職に求められる役割について探究する。 |
| 家 族 面 接 論 | 看護職は、患者とその家族と接する機会が多い職である。この授業では、非常に多種多様な家族療法の諸理論の中から代表的なものを選んで学習する。また、学習した理論を基に、家族との具体的な面接や相談の方法やあり方についても学び、看護の実践への活用について検討を深める。 | |

| 授 業 科 目 名 | | 講 義 等 の 概 要 |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 共 通 選 択 専 門 科 目 | 現 代 家 族 論 | <p>福祉の今日的動向は、在宅福祉、地域福祉の拡充の方向にある。在宅福祉は、援助を必要とする者が、在宅での生活を継続できるように必要なサービスを提供する援助方法であるが、推進していくには、二つのポイントがある。一つは、自宅での24時間を見据えた生活を実現するには、多くの場合、同居・近居する他の家族員による何らかの援助が期待されることにある。もう一つは、外部の制度や施設、専門職の援助を併用することが有効と見られる場面が少なからず生じることである。</p> <p>しかし、個人主義の価値観が浸透した現代家族は、個々の家族員の生き方が優先となり、集団としてのまとまりや互助機能を低下させている。その影響は、援助どころか、子どもや高齢者に対する虐待を発生させる事態にまで及んでいる。また、国や自治体の財政難、人口減少、高齢化が急速に進む状況の下で、社会保障制度、福祉のあり方は、重大な岐路に立たされている。</p> <p>こうした状況を改善する有効な方策を生み出していくための基礎知識として、日本の家族の変化や現代家族の特色、国と自治体の家族政策の動向や特色を把握することは極めて重要である。</p> <p>本講座は、主に家族社会学や政策学的な知見に基づいて、この点の探究を目指す。</p> |
| | 看 護 特 別 研 究 | <p>各々の領域における研究課題に対して、テーマの明確化、計画書の作成、データの収集と分析などについて学習し、修士論文を作成する。</p> |
| 研 究 指 導 科 目 | 看 護 課 題 研 究 | <p>各領域における研究課題に対して、科学的視点、理論的根拠をもって取り組み論文としてまとめる。</p> |

※開講科目は変更になる場合があります。

8 教育訓練給付制度

本研究科修士課程は、厚生労働大臣の教育訓練給付制度の講座指定を受けています。

《制度の概要》

教育訓練給付金は、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、対象教育訓練の受講のために当該受講者本人が教育訓練施設に支払った費用の一部に相当する額が公共職業安定所より支給されるものです。

— 入学者選抜に関する照会先 —

福 島 県 立 医 科 大 学
事務局 教育研修支援課 看護学部教務係
(大学院看護学研究科担当)

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

TEL 024-547-1806

FAX 024-547-1989

E-mail kyoumu2@fmu.ac.jp